

名古屋市職員措置請求書

平成18年7月18日

名古屋市監査委員 御中

監査請求人の表示 別紙監査請求人目録記載のとおり。

第1 監査請求の趣旨

- 1 名古屋市監査委員は、名古屋市長に対し、平成9年度名古屋市猪子石新築焼却設備工事に、日立造船株式会社、JFE エンジニアリング株式会社（日本鋼管株式会社）、株式会社タクマ、三菱重工業株式会社、及び川崎重工業株式会社に対し各自金36億5400万円を市に返還させるために必要な措置をとることを勧告せよ。
- 2 名古屋市監査委員は、名古屋市長に対し、平成10年度名古屋市五条川工場新築焼却設備工事に、日立造船株式会社、JFE エンジニアリング株式会社（日本鋼管株式会社）、株式会社タクマ、三菱重工業株式会社、及び川崎重工業株式会社に対し各自金41億1600万円を市に返還させるために必要な措置をとることを勧告せよ。

第2 監査請求の理由

1 監査請求にかかる契約等

(1) 猪子石工場新築焼却設備工事の受注状況

名古屋市は、平成9年度猪子石工場新築焼却設備工事（以下、「本件工事1」という。）を一般競争入札の方法により発注した。

本件工事1は、平成9年5月20日に入札がおこなわれ、関係5社及び株式会社クボタが入札に参加したが、不調に終わったため、株式会社タクマが平成9年5月21日に随意契約で受注した。

なお、本件入札においては、予定価格が182億7000万円（税込）であったが、株式会社タクマは予定価格の100パーセントにあたる182億

7000万円（税込）で受注したものである。

(2) 五条川工場新築焼却設備工場の受注状況

名古屋市は、平成10年度五条川工場新築焼却設備工事（以下、「本件工事2」という。）を一般競争入札の方法により発注した。

本件工事2は、平成10年7月30日に入札がおこなわれ、関係5社及び株式会社クボタが入札に参加したところ、同日、三菱重工業株式会社が落札した。

その後、同年8月3日、同社が名古屋市と契約を締結した。

なお、本件入札においては、予定価格が205億8000万円（税込）であったのに対し、三菱重工業株式会社は予定価格の100パーセントである205億8000万円（税込）で受注したものである。

2 公正取引委員会による審決

公正取引委員会は、平成11年9月8日、日立造船株式会社、JFEエンジニアリング株式会社（日本鋼管株式会社）、株式会社タクマ、三菱重工業株式会社、及び川崎重工業株式会社（以下、これらをまとめて「関係5社」という。）に対し審判開始決定をおこない、以後、審判官をして審判手続きを行わせていたところ、同18年6月27日、関係5社に対し、平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定に基づき、審決をおこなった（平成11年（判）第4号）。

3 公正取引委員会が認定した事実

上記審決によれば、公正取引委員会が認定した事実は以下のとおりである。

(1) 違反行為

関係5社は、遅くとも平成6年4月以降、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について、受注機会の均等化を図るため、

① 地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について、各社が受注希望の表明を行い、

a 受注希望者が1名の工事については、その者を当該工事の受注予定者とする、

b 受注希望者が複数の工事については、受注希望者間で話し合い、受注予定者を決定する。

- ② 5社の中で受注予定者を決定した工事について、5社以外の者が指名競争入札等に参加する場合には、受注予定者は自社が受注できるように5社以外の者に協力を求める。
- ③ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 関係5社の受注状況等

関係5社が本件違反行為を行っていた平成6年4月1日以降平成10年9月17日までの間に、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の総発注件数は87件(発注トン数23,529トン、発注金額約1兆1031億円)であり、このうち、関係5社のいずれかの者が受注した工事は66件である。関係5社は、本件合意に基づいて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3) 違反行為の取りやめ

関係5社は、平成10年9月17日に公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、同日以降、関係5社の会合を開催しておらず、本件合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。

4 名古屋市が被った損害

- (1) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会は、2003年7月の「入札制度改革に関する調査報告書」において、以下のとおり報告をしている(同報告書第2「平均落札率の実態と評価—談合防止の実態」)。

すなわち、

- ① 同委員会が全都道府県及び政令指定市に対し、入札制度改革に関するア

ンケート調査を実施したところ、上位3自治体の平均落札率は、長野県が75.5%、宮城県が79.5%、神戸市が82.6%と、他の50自治体の平均落札率より大幅に低くなっている。

- ② このうち、長野県は、入札制度改革前の平均落札率が96.4%であったのが改革後は75.5%となり、20%以上急落した。宮城県は、改革前の平均落札率が95%であったのが改革後は79.5%となり、15%以上急落した。
 - ③ この結果から、100社以上の業者が入札に参加が可能になると、談合は困難になり、15%ないし20%程度落札率が下がると推定される。
- (2) また、全国市民オンブズマン連絡会議が毎年おこなっている公共事業落札率調査によれば、宮城県、長野県では、落札率が予定価格の概ね80パーセントにとどまっており、この結果は、談合を排除することにより、予定価格の概ね20パーセントのコストダウンが可能であることを示している。
- (3) これら調査及び報告の結果に鑑みると、名古屋市は、関係5社の違反行為により、予定価格の20パーセントを下回らない損害を被っており、これを金額に換算すると、名古屋市が被った損害は、77億7000万円を下回らない。
- 5 よって、監査請求の趣旨記載のとおり請求をおこなう。

添付書類

1. 公正取引委員会審決平成11年(判)第4号
2. 入札制度改革に関する調査報告書

別紙

監査請求人目録

1. 住所

職業

氏名 _____

2. 住所

職業

氏名 _____

3. 住所

職業

氏名 _____